

所得税の予定納税額を減らすには

個人が税務署から通知を受けた税額を、指定された期日までに納める“予定納税”。
予定納税はその年の所得税の一部を前もって納める意味がありますが、
この税額を減額できる場合があります。

予定納税とは

(1) 予定納税とは

予定納税とは、その年の前年分の所得金額や税額を基に計算した予定納税基準額が15万円以上である場合に、その年の6月中旬に税務署から送付された通知に基づき、その年の復興特別所得税を含めた所得税の一部として納付する制度です。

(2) 予定納税基準額

①次のすべてに該当する人の予定納税基準額は、原則、前年分の申告納税額となります。

- ① 前年分の所得金額のうち、山林所得、退職所得等の分離課税の所得（分離課税の上場株式等の配当所得等を除く。）及び譲渡所得、一時所得、雑所得、平均課税を受けた臨時所得の金額（以下、除外所得の金額）がない
- ② 前年分の所得について外国税額控除の適用を受けていない
- ③ 前年分の所得税について災害減免法の規定の適用を受けていない

②上記①以外の方は、原則、次の算式により計算した金額が予定納税基準額となります。

(前年分の課税総所得金額及び分離課税の上場株式等に係る課税配当所得等の金額に係る所得税額)^{※1} - 源泉徴収税額^{※2}

- (※1) 除外所得の金額や災害減免法の規定の適用がある場合は、それぞれなかったものとして計算。
- (※2) 除外所得の金額に係るものは除く。

新型コロナウイルス感染症だけでなく、ロシアによるウクライナ侵攻下での世界的なインフレや円安によるコスト増など、厳しい経済環境が続いています。前年よりも業績が悪化すると予想される場合は、早めに当事務所へご相談ください。

参考：国税庁HP「タックスアンサー No.2040 予定納税」<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2040.htm> 他

(3) 納付する回数と納期

予定納税額は原則として2回、通知書に記載された税額を納めます。1回あたりは、予定納税基準額の3分の1相当額です。

本年分の納期は、以下のとおりです。

	納期（振替納税日は納期最終日）
第1期分	2022年7月1日～8月1日
第2期分	2022年11月1日～11月30日

予定納税額を減額するには

廃業や休業あるいは業況不振などの要因で、その年の復興特別所得税を含めた納税額を見積ったときに、予定納税基準額よりも少なくなると見込まれる場合、申請を行い承認されると予定納税額が減額できます。この申請を「予定納税の減額申請」といいます。

本年分について申請を行う場合の見積る現況日と提出期限は、以下のとおりです。

減額対象期	見積の現況日	提出期限
第1・2期分	2022年6月30日	2022年7月15日
第2期分	2022年10月31日	2022年11月15日

なお、見積を行うには、計算の基礎となる資料が必要です。早期の帳簿作成が肝要となりますので、ご注意ください。

2022年7月 ～お仕事備忘録～

社会保険関係の提出が目白押しです。また、夏季休暇は、事前に取引先への周知を徹底し、取引先の休暇状況もあわせて確認しておきましょう。

所得税の予定納税額の減額申請

7月は所得税（復興特別所得税を含む）の予定納税額の納付月となりますが、予定納税の義務のある人で、その年の申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額に係る承認を申請することができます。

予定納税基準額とは、税務署が計算をして事前に通知する予定納税額をいい、予定納税基準額が15万円以上になる場合に、予定納税が必要となります。この予定納税基準額は、所得税及び復興特別所得税の合計額で計算されています。

国民年金保険料免除・納付猶予制度の申請

保険料免除・納付猶予が承認される期間は、原則として申請日にかかわらず、7月から翌年6月まで（申請日が1月から6月までの場合は、前年7月から6月まで）の期間を審査し決定されます。

セミナー情報

経営計画書の作成で幹部社員の意識が向上！！
たった5年で売上が7倍<7億円>に！
幹部と一緒に作る！！

経営計画書作成セミナー

経営計画を立てると会社が生まれ変わる！

◎専門家がマンツーマンで丁寧にお教えします！

◎何でも質問OKです！

日程 2022年07月14日(木)

時間 10時～17時（受付9時45分～）

会場 参加ご希望の方へ改めてご案内いたします

参加料 30,000円（税抜）【定員5名様】

*おひとり様追加毎に+5,000円（税抜）となります。

お問い合わせ TEL: 097-529-5757 高山

申し込みフォーム:

https://docs.google.com/forms/d/1XYv5yxO5tG1SwwU0zibIyPjigL_Oe0V0yBgFVwl9S7Q/edit

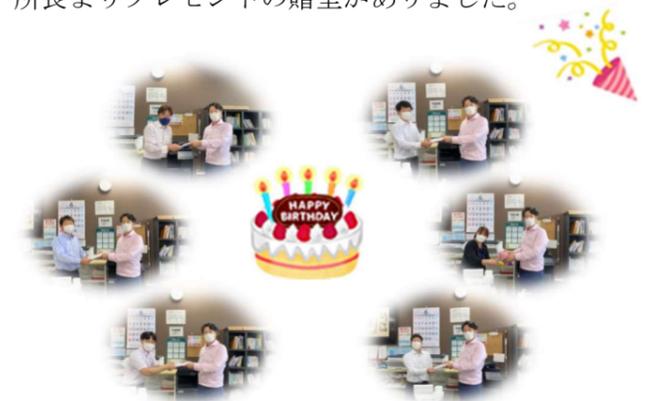


事務所紹介

HAPPY BIRTHDAY

*6月3日(金) 6月誕生会

6月生まれの方を事務所全員で祝いました。
所長よりプレゼントの贈呈がありました。



BlogとFacebookで事務所の様子や
職員の日常を紹介しています！
どうぞご覧下さい。

Facebook



HP



Instagram



プロ経営者通信 お問い合わせはこちらへ

ご意見・ご要望等ございましたら、お手数おかけしますがお電話またはメールにてご連絡をお願い致します。

電話: 097-529-5757 (総務通信担当者宛) メール: soumu@ideasoken.jp